

環境問題に取り組む法律家団体からの グリーンウォッシュに対する視点

～JERA広告の申し立てを例に～

弁護士 小島寛司

(一般社団法人JELF (日本環境法律家連盟) 事務局長)



かけがえのない宝を未来へ——
そのためにできることを今私たちと。

HOME

about us

主な活動

支援のお願い

機関誌

よくある質問

JELFの会員弁護士は、多岐にわたる分野で活動を続け、環境の保護に努めています。

環境問題への
法的対応

環境教育の
サポート

抗議書や
声明文の
作成・発信

自然保護



水（川・海）



都市環境（景観・騒音等）



廃棄物



エネルギー・原子力



化学物質・食品安全



立法・法改正

地球温暖化

リニア新幹線

基地問題

動物福祉

その他

**1996年設立。
47都道府県に
約420名の弁護士会
員が所属。**

ご相談に応じます。

公益社団法人日本広告審査機構（JARO）への申し立て

「CO2出ないはグリーンウォッシュ」 発電会社の広告 中止促す

経済 | 環境・科学 | 速報 | 環境 | 企業・産業

毎日新聞 | 2023/10/5 19:08（最終更新 10/5 19:09） 850文字



記者会見で、日本広告審査機構（JARO）への申し立ての理由を説明する環境NGO「気候ネットワーク」代表理事の浅岡美恵弁護士（右）＝東京都千代田区で2023年10月5日午後1時6分、岡田英撮影

「CO2（二酸化炭素）が出ない火をつくる」などとうたった発電会社の広告について、環境NGO「気候ネットワーク」などは5日、日本広告審査機構（JARO）に中止を促すよう申し立てたと発表した。広告は燃焼時にCO2が出ないアンモニアを火力発電所で使う計画などをPRするもので、気候ネットワークなどは申し立ての理由を「アンモニアの製造、輸送時に大量のCO2が出ることを説明しておらず、消費者に誤解を与える」としている。

私たちが問題にしたJERAの広告

CO₂が出ない火 をつくる。

ゼロエミッション火力 × 再生可能エネルギーで、
2050年CO₂排出ゼロに挑戦します。

発電の常識を変えてみせる。



景品等表示法

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する**表示をしてはならない**。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、**実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの**

環境表示ガイドライン

ガイドラインの定める基本項目

- ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと
- ② 環境主張の内容に説明文を付けること
- ③ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能であること
- ④ 製品又は工程における比較主張は LCA 評価、数値等により適切になされていること
- ⑤ 評価及び検証のための情報にアクセスが可能であること

JELFでの新たなプロジェクト

気候変動対策に関するものを中心とするグリーンウォッシング広告に対する取り組み。

- ・ あるべき法制度、望ましい環境表示の整理、提言
- ・ 具体的広告の調査・分析・公表
- ・ 場合によっては法的措置、その他コミュニケーション

広告だけの問題か？

景品表示法の経緯

- **公正な競争と健全な経済発展も目的**
- **適切な情報の元に環境配慮型商品・サービスを選べる時代へ**